

広島高速道路公社週休2日適用工事等実施要領

(令和 6年 8月 21日)

〔沿革〕 令和 7年 7月 1日 企画調査部長通知第 07-01 号改正

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日適用工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日適用工事

ア 週休2日

(ア) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間

対象期間は、工事着手日から工事完成日までとする。なお、ここでのいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完成日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

(ア) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

(イ) 工場製作のみが行われている期間

(ウ) 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

ウ 現場閉所

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

エ 4週8休

(ア) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(イ) 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 週休2日交替制

(ア) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(イ) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 対象期間

対象期間は、2(1)イのとおりとする。

ウ 4週8休

(ア) 月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

ただし、28日に満たない月（工事着手日や工事完成日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日を確保したと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

(イ) 通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

エ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

オ 実際の作業はなくとも、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は、休日としない。

3 対象工事

(1) 週休2日適用工事

原則、全ての工事を対象とする。

(2) 週休2日交替制適用工事

現場閉所が困難な全ての工事を対象とする。なお、現場閉所が困難な例は次のとおり。

ア 緊急性が高い工事や通年維持管理工事等、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

4 発注方式

週休2日適用工事、週休2日交替制適用工事ともに、原則、月単位の発注者指定方式で実施するものとする。

5 実施方法

(1) 週休2日適用工事

ア 受注者は、工事着手までに様式1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完成日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても監督職員との協議により週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては週休日とすることができる。

イ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

ウ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

エ 受注者は、月単位又は通期の週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合簿等で監督職員に提出するものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても工事着手後であっても監督職員との協議により週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては週休日とすることができる。

イ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

ウ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

エ 受注者は、月単位又は通期の週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合簿等で監督職員に提出するものとする。

6 経費等の補正

(1) 週休2日適用工事

表1に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表3によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、別紙表4によるものとする。

発注の際は、月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）の経費を見込んで発注する。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を除いて変更契約を行うものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表3によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、別紙表4によるものとする。

発注の際は、月単位の4週8休以上（休日率28.5%（8日／28日）以上）の経費を見込んで発注する。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を除いて変更契約を行うものとする。

表1 週休2日適用工事 補正係数

	労 務 費	機 械 経 費 (賃 料)	共通仮設費	現場管理費
月単位（4週8休以上） 現場閉所率28.5% （8日／28日）以上	1.02	-	1.01	1.02
通 期（4週8休以上） 現場閉所率28.5% （8日／28日）以上	-	-	-	-

表2 週休2日交替制適用工事 補正係数

	労 務 費	機 械 経 費 (賃 料)	共通仮設費	現場管理費
月単位（4週8休以上） 休日率28.5% （8日／28日）以上	1.02	-	-	1.02
通 期（4週8休以上） 休日率28.5% （8日／28日）以上	-	-	-	-

7 工事成績評価

週休2日を実施できなかった場合でも、工事成績評価は減点しない。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 6年 8月 21日から施行する。
- 2 この要領は、令和 7年 7月 1日から施行する。

表3 市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数			
		週 休 2 日		週休2日交替制	
		通 期	月単位	通 期	月単位
鉄筋工		-	1.02	-	1.02
ガス圧接工		-	1.01	-	1.01
インターロッキングブロック工	設 置	-	1.01	-	1.01
	撤 去	-	1.02	-	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設 置	-	1.00	-	1.00
	撤 去	-	1.02	-	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設 置	-	1.00	-	1.00
	撤 去	-	1.02	-	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設 置	-	1.02	-	1.02
	撤 去	-	1.02	-	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		-	1.01	-	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		-	1.01	-	1.01
道路標識設置工	設 置	-	1.00	-	1.00
	撤去・移設	-	1.01	-	1.01
道路付属物設置工	設 置	-	1.01	-	1.01
	撤 去	-	1.02	-	1.02
法面工		-	1.01	-	1.01
吹付砕工		-	1.01	-	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		-	1.01	-	1.01
道路植栽工		-	1.02	-	1.02
公園植栽工		-	1.02	-	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		-	1.01	-	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		-	1.02	-	1.02
橋面防水工		-	1.01	-	1.01
薄層カラー舗装工		-	1.00	-	1.00
グルーピング工		-	1.00	-	1.00
軟弱地盤処理工		-	1.01	-	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		-	1.01	-	1.01

表4 土木工事標準単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		-	1.02	-	1.02
高視認性区画線工		-	1.02	-	1.02
橋梁塗装工		-	1.01	-	1.01
構造物とりこわし工	機 械	-	1.01	-	1.01
	人 力	-	1.02	-	1.02
コンクリートブロック積工		-	1.02		1.02
排水構造物工		-	1.02	-	1.02